

令和7年9月 理事会挨拶（保険金区分6,000万円、7,000万円追加の認可申請時）

掛金収入と保険事業収入はともに2.9%プラス、保険金の支払額は5.4%プラス、契約更新率は0.32%プラスである。掛金収入は令和5年度が36億5,100万円、令和6年度が36億3,700万円で2年連続して僅かながらの減収となったが、今年度は契約更新率も好調であり、9月5日現在の掛金収入は20億5,100万円に達しているので、前年度の9月から3月までの掛金収入の実績が17億4,000万円であることを考慮すると、今年度の掛金収入は37億円台の後半は確実な状況である。ちなみに、9月12日現在の掛金収入は21億2,800万円に達していることから、38億円台も視野に入るのでないかと見ている。次に最近の動きについて2点申し上げる。

第一に、8月8日に業界紙で報道されたが、当団のホームページを抜本的に刷新して同日リリースした。トップページに最新のお知らせを開設し、当団の月刊新聞のように少なくとも月一回は内容を変更する。また、さらに新しくなった建設共済保険制度の10のポイント、当財団のホームページ活用の手引き、さらには都道府県建設業協会の皆様へのコーナーを新設したが、これらは相関連しているので、新しくなったホームページを使いこなしていただくために、協会職員と会員用に活用マニュアルを作成した。格段に情報発信量が増大したので、これから加入促進はこのホームページを活用する形、パソコンは勿論のこと、タブレットやスマホで確認する形に変わっていくのではないかと考えている。

第二に、これも2回にわたって業界紙に大々的に報道され、本日の議題となっている保険金区分の最高額の改正を行いたいと思っている。平成26年度から令和5年度までの10年間に毎年度70件前後保険金が支払われている中で、契約者が関係した事故で被災者に5,000万円以上支払われた事例が、平成の最後の5年間で24件、令和の最初の5年間で30件、合計54件あった。これを対比すると契約者が5,000万円以上負担した事例は、平成の時代は最高額が8,200万円で、次いで7,000万円の2件となっているが、令和の時代は最高額が1億3,769万円、次いで1億1,700万円、6,000万円が2件、5,850万円、5,500万円、5,000万円が3件となっている。また、契約者以外の元請あるいは下請のいずれかが5,000万円以上負担した事例は、平成の時代は元請の5,277万円の1件のみであったが、令和の時代は8件に増加しており、そのうち5件は7,000万円の支払いとなっている。さらにこうした契約者や契約者以外が負担した示談金の合計額を見てみると、平成の時代は1億2,000万円から一挙に飛んで8,500万円で9,000万円台がないが、令和の時代は1億円台が3件、9,000万円台が4件、8,000万円台が2件、7,000万円台と6,000万円台がともに4件、5,000万円台が10件となっている。このように令和に入ってから示談金が急伸しており、当団と同様に労災上乗せを行う他団体の補償額の最高はすでに7,200万円に設定されていることから、5,000万円では補償額としては足りないという厳しい現実が裏付けられている。

いざという時に役に立たない保険では意味がないわけであり、いくら安い保険を提供していることで公益性が認められていても、肝心の補償額が不足して結局は相対的に高い保

険にも加入せざるを得ないようでは、公益性を十分に果たしているとは言い難い。さらに公共工事の設計労務単価は13年連続して上昇しており、賃金がベースとなって示談が行われる以上、示談金も高騰し、一企業の負担額も6,000万円や7,000万円が頻発している状況にある。そこで保険数理上、保険金区分の最高額を6,000万円ないしは7,000万円に引き上げることが妥当かどうかアクチャリーに検証していただいたところ、引き上げは適当であるとの結果であったことから、極力当団の保険で補償額を貰えるよう、来年度から6,000万円と7,000万円の新設をさせていただきたいと思っている。ご承認をいただいたならば、速やかに事業方法書等の認可申請を行うこととしたい。認可されると他の保険とほとんど遜色のない本格的な保険サービスが提供できることになるので、建設共済保険は新時代を迎えることになる。しかし、これでも補償額が足りないケースが現にあるわけだが、認可官庁との関係もあり中々一挙に8,000万円、1億円とはいきないので、毎年度実態調査を行う中で8,000万円以上が頻発するようであれば、将来のリスクに備える保険としては後追いになってしまふが、その都度認可申請を行いたいと考えている。